

介護保険のお知らせ

65歳以上で所得の低い人(住民税非課税世帯)の介護保険料が軽減されます

※所得段階が第1～3段階の人を対象に負担軽減を行います。詳細は7月15日(金)に発送する納入通知書でご確認ください。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	38,400円	23,040円
第2段階	57,600円	38,400円
第3段階	57,600円	53,760円



問 高齢者支援課 ☎53-8451

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の 減免を受けることができます

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれ、次に該当する場合は、申請により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の全部または一部の減免を受けることができます。

1. 減免対象 (①②のどちらかに該当)

- ①新型コロナウイルス感染症で主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人(世帯)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入などが、前年と比較して30%以上減少すると見込まれる人(世帯)

※その他、所得要件があります。

2. 減免対象の保険税・保険料

令和4年4月から令和5年3月までの納期限のもの

3. 必要書類

- 申請書※申請書が必要な人は、担当課に問い合わせるか、市ホームページからダウンロードしてください。
- 申請者の本人確認書類
- 事業収入等の状況申告書
- 主な生計維持者の収入状況が確認できる書類(給与明細、帳簿の写しなど)

※別途書類が必要となる場合がありますので、申請の際は事前にお問い合わせください。

4. 申請方法

必要書類を担当課に提出

※詳細は市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

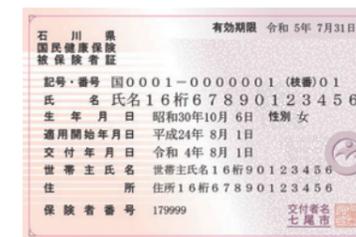
- 問 税務課 ☎53-8412 (国民健康保険税に関する事)
- 問 保険課 ☎53-8988 (後期高齢者医療保険料に関する事)
- 問 高齢者支援課 ☎53-8451 (介護保険料に関する事)

国民健康保険のお知らせ

8月1日から保険証(被保険者証)がえんじ色に変わります

7月下旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。
8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口で提示してください。

問 保険課 ☎53-8420(保険証に関する事)



イメージ

国の税制改正に伴い、令和4年度国民健康保険税が次のように変わります。

医療分の税率が変わります

分類	税率
所得割	7.1% → 6.5%
均等割	28,300円 → 26,900円
平等割	19,600円 → 17,600円

※詳細は7月15日(金)に発送する納税通知書でご確認ください。

問 税務課 ☎53-8412(国民健康保険税に関する事)

未就学児の均等割保険料が軽減されます

国民健康保険に加入する未就学児の、国民健康保険税の均等割額を5割減額します。

◆世帯全体の均等割額の算定式

$$\text{均等割額} \times (1 - \text{軽減率}) \times (\text{被保険者数} - \text{未就学児数} \times 0.5)$$

※軽減率…所得が一定基準以下の人に適用される均等割軽減率

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年度は新しい保険証を2回お送りします。

令和4年10月から窓口負担割合の見直しが行われます。このため令和4年度は、保険証を7月と9月にそれぞれ簡易書留でお送りします。

1回目交付の保険証は**だいたい色**、2回目交付の保険証は**緑色**です。

※窓口負担割合見直しの詳細については保険証送付時のリーフレットまたは石川県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

保険証の有効期間

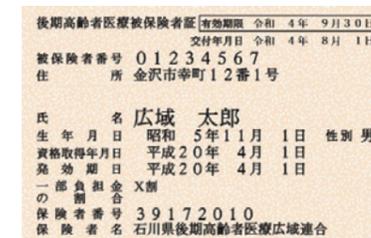
1回目(7月)交付の保険証(だいたい色)

令和4年8月1日から令和4年9月30日まで

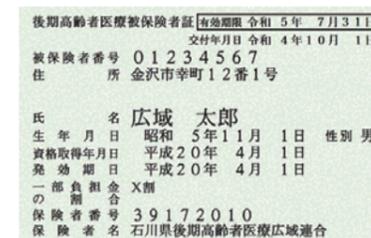
2回目(9月)交付の保険証(緑色)

令和4年10月1日から令和5年7月31日まで

問 保険課 ☎53-8988



1回目交付 イメージ



2回目交付 イメージ